

社会福祉法人ひんぷん会 定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人ひんぷん会(以下「法人」という。)定款細則(以下「細則」という。)は、本会定款(以下「定款」という。)第40条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規定)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営規定において定める。

第3章 評議員会

(報告事項)

第3条 評議員会への報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官が実施した検査又は調査の結果
- (3) その他評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第4条 理事長は評議員会を開催するときは、原則として評議員会の1週間前までに各評議員に書面をもって通知するものとする。

2 原則として評議員会の1週間前までには、提出議案書及び報告案件書を送付するものとする。

(関係者の出席)

第5条 評議員会の議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(表決の方法)

第6条 評議員会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、評議員に異議がないと認めたときは、これを確認し、前項の表決の手続きをとらないで可決したのものとして、その旨を宣言することができる。

(議事録)

第7条 評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者の氏名
- (4) 評議員総数
- (5) 定足数に関する規定（定款の引用）
- (6) 議事録署名人（2名の選出）
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議長及び議事録署名人の記名押印、その年月日

2 評議員会の議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第8条 理事長は評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を評議員会の終了後速やかに送付するものとする。

第4章 理事会

(議長)

第9条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(報告事項)

第10条 理事会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 理事長の職務の執行状況報告（定款第17条第3項に基づく）
- (4) 本細則第22条の規定に基づく事項
- (5) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第11条 理事長は、理事会を開催するときは、原則として理事会の1週間前までに各理事及び監事に書面を通知するものとする。

2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を

開催することができる。

(関係者の出席)

第12条 理事会の議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(表決の方法)

第13条 理事会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事に異議がないとき認めたときは、これを確認し、前項の表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議事録)

第14条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事総数
- (5) 定足数に関する規定
- (6) 議案
- (7) 議案に関する発言内容
- (8) 議案に関する表決結果
- (9) 理事長及び出席した監事の記名押印、その年月日

2 理事会の議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席理事・監事への報告)

第15条 理事長は、理事会に欠席した理事・監事に対して、議事の概要及び決議結果を記録した書面を理事会の終了後速やかに送付するものとする。

第5章 監事

(監査の実施)

第16条 定款第18条第1項に規定する監事の監査は、理事長の下で事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、収支計算書、(収支計算書及び事業活動計算書)、貸借対照表及び収支計算書(収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書、財産目録を作成後、理事会

までに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

(監査報告)

第 17 条 監事は、監査の終了後、監査報告書を作成し、署名押印のうえ、理事会及び評議員会に報告するものとする。

2 監事は、前条に基づく監査の終了後、監査報告書を作成し、理事長及び名護市長に報告するものとする。

第 6 章 役員及び評議員の選任等

(選任手続き)

第 18 条 理事長は、次期役員及び評議員となるべき者が、法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書及び履歴書を徴するものとする。

2 理事長は、評議員会の決議を得たうえで、選任された役員から就任承諾書を提出させて委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第 19 条 役員及び評議員は、やむを得ない理由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 20 条 役員及び評議員の欠員補充については、本細則第 17 条の規定を重用する。

(役員及び評議員の名簿)

第 21 条 理事長は、役員及び評議員の選任後速やかに役員名簿及び評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第 7 章 事務の専決

(事務の専決)

第 22 条 理事長又は施設長が専決することのできる事項は、別表のとおりとする。

(専決の報告)

第 23 条 理事長又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書または口頭により理事会に報告しなければならない。

附則 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。